

(公開用 会議録と一部異なる部分があります。)  
平成 25 年第 3 回設楽町議会臨時会 (第 1 日) 会議録

平成 25 年 10 月 31 日午前 9 時 00 分、第 3 回設楽町議会臨時会 (第 1 日) が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- |         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 1 金田敏行  | 2 金田文子  | 3 松下好延  |
| 4 夏目忠昭  | 5 渡邊 勲  | 6 村松 修  |
| 7 鈴木藤雄  | 8 伊藤 武  | 9 熊谷 勝  |
| 10 田中邦利 | 11 土屋 浩 | 12 山口伸彦 |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	佐々木孝
教育長	七原明郎		
総務課長	後藤義男	出納室長	後藤義己
企画課長	原田利一	ダム対策室長	富安正裕
津具総合支所長	佐々木義典	保健福祉センター所長	片桐洋人
生活課長	滝元光男	町民課長	原田和久
教育課長	鈴木正吾	税務課長	鈴木伸勝
建設課長	原田直幸	産業課長	澤田周蔵

4 議会事務局出席職員名

事務局長 佐々木輝

5 本会議の書記は次のとおりである。

書記 金田美咲

6 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について  
日程第 2 会期の決定について  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 行政報告  
日程第 5 同意第 4 号  
設楽町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第 6 同意第 5 号  
設楽町監査委員の選任につき同意を求めることについて

日程第7 議案第75号  
工事請負契約の変更について

会 議 録

開会 午前9時00分

議長 おはようございます。定刻にお集まりいただきましてありがとうございます。また、横山町長、再選おめでとうございます。よろしく願いいたします。

それでは、ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、平成25年第3回設楽町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

---

議長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を、行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によりまして、7番鈴木藤雄君及び8番伊藤武君を指名いたします。

---

議長 日程第2「会期の決定について」を、議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定しました。

---

議長 日程第3「諸般の報告」を行います。議員派遣の件について、会議規則第129条第1項のただし書の規定により、議員派遣を別紙のとおり報告します。

監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査の結果について、平成25年度8月分、9月分の結果報告が出ております。事務局で保管していますので、必要な方は閲覧をお願いします。以上で、諸般の報告を終わります。

---

議長 日程第4「行政報告」を行います。町長から、行政報告の申し出がありますので、これを許します。

町長 おはようございます。本日は設楽町議会臨時議会に御参集をいただきまして誠にありがとうございます。議会開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まずは、私の町長2期目に当たり、所信の一端を述べさせていただきます。私はこのたびの町長選挙におきまして、多くの町民の方々から御支援をいただき、改めて町長としての任を担わさせていただくこととなりました。こうして改めて町長としての重責を担わさせていただくことで、新たな気持ちと将来の町づくりがこの肩にかかっていると思えますと、非常に緊張をしているところでございます。設楽町は日本の中山間地域特有の農林業の衰退、また過疎化、そして少子高齢化が進み、町づくりの根幹にかかわる課題を抱え、町の元気が失われつつある状況でもあります。

こうした状況の中で、新たに設楽町の目指す町の方向性を見定め、これに取り組んでいくため、私は今回の選挙戦において、これからの設楽町が目指す町づくりの基本方針として、設楽町が住みやすく、元気があり、みんなが潤い、そして明るく希望の持てる町として今後さらに飛躍していけるよう、これに向けて取り組んでいく思いを町民の皆さんに訴えさせていただきました。

こうした町づくりを進めていくため、数多くの課題のある中で特に住民の生活向上につなげるための基盤整備の積極的な取り組みと高齢者福祉の充実を進めることを重点目標として掲げさせていただいたところです。

これからの町づくりを進めていく上で、こうした目標を掲げ取り組んでいくわけですが、具体的には、特に住民生活や文化の向上につなげるため、県との約束のもと、国道・県道を規格の高い今以上の道路として整備をし、また町道や林道などの整備についても要望に応える中で整備、充実を図り、そして下水道、合併浄化槽や郷土資料館等の整備などこれらを具体化することが将来の設楽町にとって、また住民の方々がここで今以上に住みやすく安心して生活を続けていくことができる環境をつくり上げることが必要であると考えております。

そして、こうしたことを具現化するためには、財源の確保の裏づけがあって、事業を行っていくことが重要であることは言うまでもありません。

設楽町はダム問題と取り組む過去40年の時間の中で滞っていた主要事業を進めるため、ダム計画を受け入れることと引きかえに町民の生活に必要な不可欠であるこうした事業を早期に確実に進めていくこととして、今これに取りかかったところであり、これに伴う財源についてもこうした事業を行う裏づけとして国や県、そして下流域との取り決めに基づいて確保されることとなっております。

したがって、今後こうした手法に基づいてこのダム関連事業を積極的に進めていくことで、将来この町で生活していく人たちにとって大きな幸せがもたらされることになるというふうと考えております。そしてこれを充実することで、社会環境が向上し、若い方たちが住み続けることへの魅力につながる環境をもつくり上げることになるというふうにも思っております。

また、これからの町の発展につなげるための施策は、ダムにまつわることだけではありません。町の課題となっている産業の高揚、また観光を高めるための新たな発想、そして高齢者が安心して暮らせる施設等のより一層の充実など、幅広く住民生活向上のための課題が山積しております。こうしたことに対しましても、今後さらに取り組んでいかなければなりません。

私は、これからの4年間、こうした課題をしっかりと認識をし、設楽町の発展のために努力していこうと改めて決意を強くする中で、役場職員と一丸となり、さらに町民の方々とともに今後の町づくりに努めてまいりますので、今後とも格別なる御支援、御協力をお願い申し上げまして、町長就任に当たっての挨拶とさせていただきます。

また、本日御審議をお願いする提出議案は、任期満了に伴う新たな委員の任命同意案件2件と工事請負契約変更についての3件です。よろしく御審議をお願いをし、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議長 行政報告は終わりました。

---

議長 後藤総務課長に申し上げます。しばらくの間、議場の外で待機をお願いいたします。

〔総務課長退場〕

---

議長 日程第5、同意第4号「設楽町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を、議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 同意第4号「設楽町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」でございます。次の者を設楽町教育委員会委員に任命をしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。現、七原明郎委員の任期満了に伴いまして、設楽町教育委員会委員に後藤義男君を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

後藤義男君は、昭和 47 年 4 月に設楽町役場に奉職をされ、現在も設楽町職員として精力的に勤務をされております。この間、平成 17 年 11 月から教育課長として 2 年 4 ヶ月ほど教育委員会での勤務経験があり、教育行政全般に精通をしております。設楽町の置かれた教育に関する今後の課題等について適切に対応できる人材であると判断をし、任命をしたいと思っておりますので議会の同意を求めます。なお、後藤義男さんにつきましては、記載のとおりであります。どうかよろしくお願いをいたします。

議長 質疑を行います。質疑はありますか。

2 金田 一般市民の感覚でいくと、役場の行政職の方が必ず教育長になられるってというようなルートがあるように見えてしまうような人事だなというふうに思ってしまうのですが、その点についてはどのように説明すればいいですか。教育行政に精通した方ってということだけだと、ほかの方もいらっしゃるかもしれませんので、ちょっとお聞きしたいと思います。

町長 必ずしも役場の職員がそのまま教育委員に任命をさせようというところにこだわっているわけではありません。町、町内全体の中で教育委員としてそれぞれの経験ですとか、また置かれた状況等を把握する中で最適であるというふうに判断をした中での提案でございます。したがって、今後においてもこうした形でもってこだわって役場の職員であるがゆえにこうした委員に任命をするということに限ったものではありません。以上です。

議長 ほかにございませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。同意第 4 号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案に同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。同意第 4 号は、同意することに決定をいたしました。

---

議長 後藤総務課長に入場していただきますよう命じます。

〔総務課長入場〕

---

議長 日程第 6、同意第 5 号「設楽町監査委員の選任につき同意を求めることについて」を、議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 同意第 5 号「設楽町監査委員の選任につき同意を求めることについて」

でございます。次の者を設楽町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

設楽町の監査委員の選任につきましては、記載のとおり、氏名が後藤太さんであります。

後藤太さんは、長きにわたり北設楽郡内の郵便局に勤務をされ、退職前は名倉郵便局長を務められ、特に会計処理に関しては豊富な経験と実績をお持ちであります。これらの経験を十分生かしていただけるものと確信をし、監査委員としての任命をいたしたいというふうに思いますので、御同意をいただきますようお願いをいたします。以上です。

議長 質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。同意第5号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案に同意することに賛成の方は、起立をお願いします。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。同意第5号は、同意することに決定しました。

議長 日程第7、議案第75号「工事請負契約の変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第75号「工事請負契約の変更について」でございます。平成25年6月25日に議会の議決を得ました、新庁舎外構工事の契約の一部変更をしたいので、設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的については、新庁舎外構工事、変更ございません。契約の方法は指名競争入札でございまして、変更ございません。契約金額に変更がございまして、5,061万円を6,303万3,600円に変更をするものでございます。契約の相手方は吉川建設株式会社設楽営業所で変更ございません。

新庁舎につきましては、建物部分の工事請負契約につきまして、9月の議会において最終の設計変更を認めていただきまして、その建物部分が10月20日に完成しております、その引き渡しを受けております。現在は、建設の最終段階であります建物の周りの外構工事が来月末の契約期限までに完了すべく工事が行われております。今回、本年6月25日に議会の議決を受けました、この新庁舎外構工事について設計変更の議決を受け、新庁舎建設にかかる全ての工事完成を期するものでございます。金額の増額の変更

契約締結でございますけども、庁舎建設にかかる予算の範囲以内でございますので、予算補正を伴いません。詳細につきましては、総務課長のほうから説明をいたします。

総務課長 それでは変更の内容等について、説明させていただきます。本日、図面のほうを2枚用意させていただきました。2枚目のほうの図面をごらんになりながらお聞きいただきたいと思います。

まず、この図面大変見にくいのですが、中央の上のほうが庁舎棟です。右の上に斜めになっているのが現在開設しております田口大崎線、左上が銀行に出る通路、それから左の中央部分が栄町の商工会館に出る西の入口というふうな位置づけになっております。

それでは、内容についてでございます。まず1土工事についてです。時計塔基礎において岩盤が出たため岩堀削を追加させていただきます。図面ではちょうど中央、図面中央の町道稗田矢高線と書いてある、真上のほうにいきますと、黒い太い線で三角の印がございます。こちらが時計塔の位置でございます。基礎工事の中で岩盤が出たために追加するものであります。根切り岩堀削等30立米、直接工事費で1、12万6千円の増額となりました。

次に舗装工事です。歩道等の舗装について、アスファルト舗装から木質インターロッキングに変更をさせていただくものです。図面におきましては、図面中央のところに黄色で塗りつぶしてある部分でございます。当初設計では、玄関のところにありますキャノピーの部分については、インターロッキングを予定しておりまして、大崎線からの入口の歩道部分と南側の階段の上があった部分、歩道の一部、それから子どもセンターの周辺につきましては、コンクリート仕上げで設計をしておりましたが、大崎線からの入口です、は、約5%ほどの勾配がありまして、アスファルト舗装では色落ちもするということがありますけれども、雨や雪のときに今滑りやすくなるということで、転倒等の事故を一層防止するため、また入口からキャノピーまでインターロッキングで統一することによりまして、庁舎への動線がわかりやすくなるというようなことに配慮いたしまして木製のインターロッキング仕上げに変更したため、直接工事費で375万580円の増額となったものでございます。それから二つ目の擁壁からの転落防止用としての歩車道境界ブロックを追加させていただいた部分です。こちらは図面の左側の西の出入り口、先ほどの商工会館のほうに出る出入り口から図面左下の桜の木のところまでの赤線の部分でございます。こちらは敷地入口から桜の木の植えたところまではごらんになるとわかると思いますが、高い擁壁となっております。もちろんネットフェンス等は張りましてけれども、これに高さ30センチほどの歩車道ブロックを設置することによりまして、万が一の自動車等の転落防止を防

げるということで、昨今高齢者による誤操作による転落等突っ込み等の事故が発生しておりますので、そういうものも踏まえまして追加をさせていただきました。この部分の増額につきましては84万8,410円となっております。次に自動車用充電器の表示板等を追加させていただくものでございます。図面は中央、議場棟・図書館棟の下側に小さな赤の四角が囲ってありますけども、こちらでございます。新庁舎にはプラグインハイブリット車ですとか電気自動車の普及に備えまして、自動車用の充電器を急速充電と普通充電の2器を設置することにしておりますけども、この充電施設設置工事には経済産業省が関与する補助事業、次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金、補助率にしては2分の1でございますけれども、そちらのほうの申請をするに当たりまして、表示板などの設置を求められたために追加するもので、表示板とそれから路面の表示、シールのような物で表示することになると思いますけども、1.5メートルほどの大きな表示になりますけども、そちらのほうの2ヶ所分で100万円分の増額となりました。

次に囲障工事です。敷地北西部の空調室外機の周囲に目隠しフェンスを追加したものでございます。図面で申し上げますと、左側の上、直線で上から下に点線、太い赤線の波線がございます。こちらでございます。こちらは空調の室外機がちょうどその波線の右側に設置される計画というかも既に設置されておりますけれども、敷地の隣接する道路を挟んで隣接する住民の方から申し出がございまして、遮音と遮熱のためにフェンスを設置することとしたため、94万3,130円の増額となったものでございます。次に既設擁壁のフェンス基礎用の穴のコアを追加する工事でございます。図面におきましては、右上の大崎線と進入路に赤い太い波線がくの字のようになっていると思いますけれども、この部分でございます。大崎線側のフェンスにつきましては、既設のフェンスの基礎を利用することとしておりましたけれども、支柱のサイズが合わないことなどから流用ができないため急きょコア抜きが必要となりました。このため、88万7,360円の増額になったものでございます。次に子どもセンター庭園の出入り口に門扉を追加する件でございます。図面のちょうど中央です。点の網掛けの部分が遊具などを設置する庭園で、その下側に赤の波線があるこの部分に門扉をつけます。子どもセンターの庭園については、安全性に配慮してフェンスで囲ってしまうということにいたしました。入口は建物側から監視ができるように1ヶ所といたしましたけれども、利用者がベビーカーなどで建物を通ることなく遊具で遊べる子供たちを遊ばせることができるように利用者の利便性に配慮し、出入り口を1ヶ所追加いたしました。このため85万円を増額となっております。次に国土交通省の気象観測装置のフェンスの高さの変更についてでございます。

図面につきましては、ちょうど右側中央に黒塗りの物が3つ点々と見えると思います。その右側に三角地に気象観測装置がありますけれども、ここから砂場まで先ほどの波線、すみません、点々の部分で囲ってある部分のこの砂場がございすけれども、そちらのところまで設置をすることにいたしました。これは子どもセンターの横に設置した国土交通省の気象観測装置の遮蔽用のフェンスが砂場までありますけれども、当初設計では高さ1.2メートルという、十分だということで判断いたしましたけれども、子供たちが遊ぶ場所で子供たちがよじ登るようなこともあるんだろろうというようなことも考えまして、より安全性を考慮いたしまして高さを1.8メートルに変更させていただきました。これにより21万4,910円の増額となったものでございす。

次に雑工事でございます。バリアフリー法の関係により町道からのスロープ部分に手すりを追加させていただくものでございす。図面は大崎線からの上がります歩道スロープと書いてある左側に緑の線がございす。この部分でございます。当初設計ではこのスロープの勾配は道路面と同様に4.78%ということで設計をしておりますが、歩道部分は道路面と違まして、途中で高齢者のためをとということで途中で階段の踊り場のような部分をつけましたので、勾配が5%の部分が出てしまったということで、こうなりますと高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、通称バリアフリー法と言っておりますけれども、そちらの施行令では敷地内の通路についての規定で傾斜路は勾配が12分の1、約8.3%を超え、または高さが16センチを超え、かつ勾配が20分の1、5%を超える傾斜がある部分には手すりを設けることということに該当してしまいました。結果、大崎線からの歩道に入口から上りきってしまうところまでアルミ製の手すりをつける必要が生じたため、70万円の増額となったものでございす。次に擬木テーブルにパラソルが設置できるように変更しました。これは先ほど言いました図面の右側の中央に黒塗りの物が3つありますけれども、これが擬木のテーブルでありまして、この部分でございます。日除け用のパラソルをつけることによりまして、園庭で遊ぶ子供たちの日陰をつくることとし、それようなテーブルに変更し、パラソルの購入費を追加しましたので41万8,800円の増額となっております。

以上、説明中の金額は直接工事費ベースの金額でございまして、合計で973万9,190円の増額となりますが、これに諸経費等々を計算いたしまして、算出した額、請負金額ベースでは1,242万3,600円の増額となるものでございす。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。

10 田中 先ほどの説明の中でですね、自動車用充電器の表示板 100 万というふうな説明を受けましたが、そんなに高い表示板を設置しなければいけないのか。もう少し詳細を説明してください。

総務課長 表示板のほうは2件ございまして、先ほど言いましたように、表示板とそれから路面の舗装の部分という小さくて申しわけないですが、表示板のほうは道路標識のようなもの、下から上がって出てくるっていう。それが表示板のほうは1ヶ所が30万円かかります。その道路標識のようなものが基礎も含めて30万円かかります。それからその表示板の下にちょうど車のスペースの部分にまたこれ表示をするということになっておりまして、シールのようなものだというふうには聞いておりますが、焼きつけるなりして舗装の上に表示するというふうには聞いています。それが1.5メートルくらいの大きさというふうには聞いておりますけども、それが2ヶ所で40万円、で100万円になるということでございます。

10 田中 建設課長みえますよね、お尋ねしますが、道路標識一般の表示板というのはいくらぐらいしますか。

建設課長 今資料等持ってませんのでお答えすること即にはできません。申しわけございません。

議長 ほかにございせんか。

3 松下 変更内容見させていただいて説明を受けたんですが、その中で金額的のお話ではなくて、いろいろできた段階で住民のサービスということを考えていろいろやっていただいたことはわかりますが、増額になるのはあまりうれしいお話ではないと思いますが、一つ自動車用の充電器のお話が今ついでに田中さんのほうから出ましたけども、充電器の利用規制、要は町民が使ってただけという話の中で、諸般の下流のほうの都市の話ですと、なかなかその利用規制についての制約というのが、なかなか簡単に使えないという状況がある中で、そのへんも考えていただいて利用規制についても今現行こういうふうにしたいというものがあればお答えいただければ結構ですけど、なければ一つ考えていただきたいということを提案させていただきます。以上です。

総務課長 まだ具体的ではないんですけども、担当のほうの考え方といたしましては、有料だとコインだとかカードだとかいっぱいにあるらしいです。やり方としてはそういうシステムをつけると50万なりやたらかかるそうなんですけど、当面の間は利用普及はまだそんなにないもんですから電気自動車自体、ですので試験的と言って変ですけども無料で自由に使うとありがたいなというふうにとりあえずは思っておりますが、ただ聞くところによりますと、使うところだと月5万円くらいの電気料がかかるというよ

うなこともありますので、そういう普及はしてきた時点で少なくとも若干有料になるということも考えなければいけないのかなと思いますけども、当面PRというか、そういう部分も含めて無料にしたいなというふうには思っておりますが、まだこれは町長決裁の段階ではございません。

3 松下 これから随時考えていくということですが、当然庁舎というのは門扉で夜間閉めるわけにはいかんですね。そうした場合、当然宿直がおるわけですけど、利用者については夜間使用した人も出てくると思うんですよ。例えばここから途中で一気に120キロしか走れんけど、豊橋で遊び過ぎちゃって家まで帰れんと。名倉の坂上がるにはちょっときついなといったときにもあるんで、いろいろな幅が出てくるんで、そのへんは一つ考えていただきたいというお願いをしときます。

総務課長 当然、誰でも自由に使えるっていうものではなくて、やっぱりその鍵だとかそういうロックができるようなことになるかと思っておりますけども、そうなれば宿直のほうにお願いしてもらおうとかそういうことになるかと思っておりますけども、まだ具体的にその利用の条件ですとかそういうものをまだ練っておりませんが、ただ有料無料については先ほどちょっと言いましたけども、近隣でその状況を踏まえながら隣で500円、うちは無料だっというわけにはいきませんので、それに合わせていくようなことになるかと思っております。

議長 ほかにございませんか。

5 渡邊 今のと関連質問ですけど、電気自動車を利用してみえる方かなりいろんな面で不便があるみたいですので、ぜひそのへんを実際に利用者の方に聞いて対応していただきたいと思うんです。以上です。

総務課長 当面、役場に行くとか充電器があるよというようなPRもさせていただきながら努めてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

1 金田 公用車を電気自動車買うような予定、計画はありますか。

総務課長 今回の変更の中には入っておりませんが、電気自動車を町内の郵便物の受け取りだとかそういうもののために1台小さいやつって言い方悪いんですけど、その1台入れてエコについてのPRをしたいというふうに考えております。

議長 ほかにございませんか。

11 土屋 総務課長答弁されることはきっとこれでないのしょうから、せんべつの意味を込めて質問しますが、9月議会で庁舎に対する補正がありましたね。3千万で額的には大変大きいんですが、私もとの金額が10億ですから3千万というのは消費税より安いんですね。普通の家をつくったって1割くらいはそういうのをみるわけですから、私は当然適正な金額だと思って質問もしなかったわけですが、今回は5千万に対して1,300万、約25%ですね。

これは私の考え方だと許容範囲ではないという考え方をするわけですが、そのへんのことと、当初予算の範囲以内だでいいんだという説明でありましたが、そここのところの考え方をちょっと教えてください。

総務課長 今回の増額につきましては、先ほど説明させていただいたとおり、当初見込まれなかった部分を安全の部分でかなり充実させたという部分がありまして、その点については当初の予算の枠を超えている部分がございます。それは外構工事だけの見積もりの中では当然足りないものですから、庁舎建設も含めまして15節の工事費、25年度の工事費のうち例えば絆の森の舗装ですとか、あるいは公衆トイレだとかそういう分も含めまして3億9,700万円ほどの予算をお認めいただきました。その中で庁舎の部分については契約残がありましたので、どうしても必要な部分というふうに判断させていただいて、そちらのほうからいわゆる流用という形で使わせていただくということで、本来、予算があるのでベニヤの板をヒノキにするというようなそういうことを今回はさせていただくことでなくて、それ本来あってはいけないこととございますので、そういうことでないというふうに御理解を賜りたいと思います。

11 土屋 ここ設楽町にはこういうことの専門知識のある方はみえんわけですね。みえないわけですから、当然、当初役場の職員の方の中で予見ができなかったというのはいたし方のない部分であろうとは思いますが、それにしても1,300万、25%増えるということはですね、これ当初の設計の段階では落ちるとのことですよね。その設計をされた方がある程度私は予見をせにやいかんことだというふうに解釈をしておるわけですが、そういう点については役場としてどういう認識でしょうか。

総務課長 おっしゃるとおり、そういう建築等についての細かいというか詳しい者がいないというのが事実でございます。ですので、どうしても設計士に頼ってしまう部分があります。設計士のほうですね、こちらのほうの要望、これでいいだろうという部分で私どもの当然進めたわけですが、いろいろ工事をやっていくうちに先ほどの、このフェンスだけではいかんので、それにプラスブロックをつけて防止する、それからフェンスを高くせにやかんという現場ができてくるとわかってくるといふか、途中で担当のほうもそれから設計士のほうもそういうような意見を出してよりよくしていくという部分がありますので、必ずしも設計、外構に限ってです、設計どおりというわけになかなかいかないということがありますので、実際は担当なり私どものほうももう少し勉強すべきだというふうには反省しておるところでございます。

議長 ほかにございませんか。

7 鈴木 目隠しフェンスっていうのはエアコンの室外機の、これ九百何万と言われたと思いますがそれで間違いないわけですかね。

(「九十何万」という声あり)

7 鈴木 一桁それじゃ違っと思ったじゃないかな。この長さで高さ、それから多分目隠しだけの機能じゃなくって防音の効果のあるものにすると思うのですが、やっぱり特殊なフェンスになりますかね。

総務課長 これは先ほど説明させていただいたとおり、室外機の熱とか音とかっていうのを近隣の方が苦にされたということで特別なフェンスではございません。高さが1.8メートルの約20メートルぐらいということで、目隠しと同時に先ほど言いましたように、その音とそれから熱というのを少しでも直接来ないようにしてくれというようなことでもございましたので、特殊なものではございません。

7 鈴木 目隠し機能とそれから防音は効果あると思うんですが、室外機のエアコン遮熱をしてよろしいんですかね。あまり、こっからかなり熱が来てると思うんですけど、どのくらい離らかすかわかりませんが。

総務課長 図面をごらんいただくとわかると思いますが、左側の上に赤の波線で4. 目隠しフェンス設置とございます。こちらは道路側のフェンスにというところでございますので、室外機の障害になるようなものではございません。

4 夏目 このへんについてはちょっと私も地元のほうから相談を受けとったものですから、もう少し詳細をお聞きしますが、要するに出た風、熱については遮断ができるんですけども、音のほうについては相当効果があるのかどうかそのへんを確認します。

総務課長 音のほうはですね、低い位置に物があるものですから、完全に密封というか遮音という効果はフェンスだけではでききれませんが、直接その住民の方はそれでいいという、要するに目隠しというか、こっち側からも見られるわけですね、逆に。だけどそういう目隠しの部分っていうのが主だというふうに思っております。

議長 ほかにございませんか。

1 金田 転落防止ブロックのことでちょっとお伺いしますが、この図面という一番下のほうですけども、階段のスロープ上がってきたところにクリーム色の色になって、そこから木のところまでの間が転落防止ブロックがないんですが、ここは必要ないんですか。

総務課長 下の階段から上がってきたところはインターロッキングで黄色く囲ってありますが、こちらの部分のところは転落防止用のブロック、すみません、ここはしません。ここについてはですね、必要ないだろうと。フェンス

がないわけではないので必要ないだろうと。ただ、この左側のところは車が入り出す、入り出すというUターンをすとか、特に通行量の多いところということで最低限こちらの分については必要ではないかというふうな判断をさせていただいております。

議長 ほかにございませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。

10 田中 今回の契約変更におきましては、その一つ一つの理由を聞きますと、そりゃ必要なものだろうというようなことで変更あるんですが、これで過去3回目の契約、新庁舎関係につきましては3回の契約変更が行われて、金額もですね、かなり多額の契約変更、追加を行っているというわけでありまして。それで、私この経過を見まして、本当に役場がですね、行政執行において本当に緊張感を持って職務に当たられているのか、いうのをもう本当に疑問に思わざるを得ません。そして、同僚議員もたびたびこの議会でも指摘しましたけれども、何というか、本当に初めの契約についてきちんとした知識と、何というか吟味によりましてですね、契約がやられてるのかとか、それからだいたいですね、設計者がそういうものをなんで見落とすんだと、さまざまな指摘がありましたけれども、私今回ですね、やっぱり行政はもっと緊張持ってこういう業務にも当たるべきだという意味でですね、これ反対します。

1 金田 私は賛成の立場で討論させていただきます。やはりいろんなこういう建築工事に限らず土木工事もそうですけども、やはり工事というものは進行していきますと、やはり絵だけではわからない、現場ではでき上がってくるいろんなところで改善、改良するところが多々出てくると思います。ですから、変更する金額がですね、契約約款から外れる金額の変更だったらばともかく、それ以内のことだあってあれば私は賛成だと思います。

議長 ほかに討論ございませんか。

2 金田 私も反対の立場で討論させていただきます。専門職員がないから予見できないっていう状況があるっていうことは自明のことでしたし、それから総務課長のお言葉に、担当者並びに自分たちのもっと勉強しなければいけなかったことを反省しているっていうお言葉がありましたので、反省するんじゃないかってあらかじめ勉強しておいて、こういったものについては当たっていただかなければならなかった。その点について、一つ一つのことについての理由は今わかりましたけれども、やっぱり準備が不十分だったということで反対の立場で討論させていただきました。

議長 ほかに討論ございませんか。

11 土屋 私は賛成の立場で討論させていただきます。先ほども言いましたが、

予見できないところがいいとは言いません。いいとは言いませんが、いたし方ない部分というのはわかりますし、総額でですね、の工事に対しての増額ですか、は私は一般に建物をつくる場合における許容範囲の中に全体では収まっているという認識をしておりますので、問題はないと思っております。

議長 ほかに討論ございませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 75 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。議案第 75 号は、可決されました。

---

議長 これで、本日の日程は、全て終了いたしました。会議を閉じます。

平成 25 年第 3 回設楽町議会臨時会を閉会といたします。御苦労さまでございました。

閉会 午前 9 時 55 分